事務所News

2025.2 7-066

税金の「今」 がわかる! トレント"! ZEIKIП TREND

手続きの変更と注意点確定申告をスムーズに

令和6年分 確定申告

今年のポイントはココ!



確定申告は、個人の納税者にとって一年で最も重要な税務手続きです。適切な申告を行うことで、税務上のリスクを回避し、法令に基づく適正な控除や還付を受けることが可能となります。令和6年分の確定申告では、いくつかの改正がありますので、これらの変更点を理解しておきましょう。

また、マイナポータル連携の強化により、申告書作成の利便性も向上しています。

1 令和6年分確定申告の変更点

① 令和6年分特別税額控除(定額減税) 新設

合計所得金額が1,805万円以下である居住者の方が適用を受けられる特別税額控除(定額減税)です。令和6年分に限って、納税者本人30,000円、同一生計配偶者または扶養親族1人につき30,000円の控除が受けられます。

(1) 第一表 ④「令和6年分特別税額控除」欄 新設 特別税額控除(定額減税)の額の合計額を記入します。

令和6年分 特別税額控除 (3万円×人数)	人数	44)	0000	_

(2) 第二表 ②~②、③、③、④「配偶者や親族に関する事項」欄 新設 定額減税の対象となる同一生計配偶者や扶養親族については、「その他」欄に「2」を記載します。

② 所得金額調整控除の記載欄 新設

所得金額調整控除の金額がある場合で、かつ、配偶者が他の納税者の扶養親族とされていて、配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者であるときは、第二表20~23、39、39、49「配偶者や親族に関する事項」欄の「その他」欄に「1」を記入します。

○ 配偶者や親族に関する事項(②~②、※、②、④)												_	
氏名 個人番号	統柄	生	年	月	В	蹄	害者	国外	居住	住宅	住」	民 税	その他
	配偶者	明·大 绍·平				10.	4÷80	国外	年調	特個	<u>-</u>	81.6	
		明·大 昭·平·今				10.	特障		年間	特個	16	81.8	
		明·大 昭·平·令	٠.			障	特隆		年期	特個	16	別息	
		明·大 昭·平·令	٠.			10.	1930		年間	特個	16	81.6	
		明·大 昭·平·今	٠.			隙	特隆		年調	特個	16	別息	

③ 住宅ローン控除の拡充 (子育て世代) 新設

特例対象個人に該当する場合は、住宅ローン減税の要件が緩和されました。 特例対象個人とは、令和6年12月31日の現況において、次のいずれかに該当する人です。

- ●年齢が40歳未満であって配偶者を有する方
- ●年齢が40歳以上であって年齢が40歳未満の配偶者を有する方
- ●年齢が19歳未満の扶養親族を有する方

特例対象個人に該当する場合は、第二表②~③、④、 ③、④「配偶者や親族に関する事項」欄の「住宅」欄に○ を付けます。他の納税者の配偶者控除または扶養控除 の対象者とされているときを含みます。

○ 配偶者や親族に関す	る事項 (@~@、B、®、®)								
氏 名	個 人 番 号	統柄	生年月日	障害者		国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明·大 昭·平	陈	特障	国外 年間	特個	51— 別居	
			明·大 昭·平·令	10	1000	年日	特個	16 別居	
			明·大 昭·平·令	10.	特障	418	特個	16 別馬	
			明·大 昭·平·令 • •	Filt.	特際	年日	特個	16 別居	
			明·大 昭·平·令	10	特除	年間	特個	16 別居	

2 マイナポータルとの連携強化

マイナポータル連携がパワーアップ!!

マイナポータル連携とは、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。令和6年分確定申告では、連携対象が拡充し、更に便利になっています。マイナンバーカードがあれば、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で機能を利用することができます。

【連携対象の控除証明書等】

- 小規模企業共済等掛金控除証明書 (基金等)
- ■国民年金基金掛金の控除証明書(基金等)
- ●生命保険料控除証明書(保険会社)
- 地震保険料控除証明書 (保険会社)
- ●株式の特定□座年間取引報告書(金融機関) < オススメ
- ●住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(金融機関)
- ●寄付金控除に関する証明書 (特定事業者等) ← オススメ
- 寄付金受領証明書 (特定事業者等)
- 公的年金等の源泉徴収票(日本年金機構)
- ■国民年金保険料の控除証明書(日本年金機構)
- ●医療費通知情報(厚生労働省)※取得期間に注意が必要。
- ●年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書(国税庁)
- ●給与所得の源泉徴収票情報(国税庁)※R6.2~

申告書の収受日付印の廃止

令和7年1月から収受日付印の押なつが廃止されました。これまでは、確定申告書を書面で提出した場合、申告書の控 えに収受日付印を押印して返却してもらうことができましたが、今年から廃止されています。

当面は、希望者に対し、日付や税務署名などが記載されたリーフレットが交付されますが、書面の提出に関しては、納税者の責任において管理することが求められます。

その点、e-Taxで提出を行えば、提出年月日や提出先が明らかとなりますので、利用をおすすめします。

4 確定申告期間の変更

所得税、贈与税の申告・納付期限は、令和7年3月17日(月)です。 個人事業者の消費税の申告・納付期限は、令和7年3月31日(月)です。

確定申告の時期は、毎年「2月16日~3月15日」ですが、今年は休祝日に当たりますので、その翌日が申告・納付期限となります。

5 相続時精算課税制度を選択した際の手続き方法の変更

税制改正により、相続時精算課税制度を選択した際の手続方法が変 更されています。

令和6年に初めて相続時精算課税制度を選択した場合

受贈者は、令和7年3月17日までに「相続時精算課税選択届出書」と 「添付書類^(※)」を所轄の税務署に提出します。 ※戸籍謄本など

贈与により取得した財産の価額が110万円を超える場合

受贈者は、令和7年3月17日までに「贈与税の申告書」を所轄の税務署に提出し、納税を行います。令和6年に初めて相続時精算課税制度を選択した場合は、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出します。



相続時精算課税に係る 基礎控除の創設

令和6年1月1日以後に贈与により取得した 財産については、暦年課税の基礎控除とは 別に、基礎控除110万円が控除される制度 が創設されています。そのため、贈与によ り取得した財産の価額が年間110万円以下 の場合は、贈与税の申告書を提出しなくて も良いこととなりました。

※ただし、適用の初年度は「相続時精算課税選択届出書」 の提出が必要です。

